

大津町立小中学校屋内体育施設一般開放の再開について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、熊本県の緊急事態宣言が解除されたことを受け、下記のとおり、大津町立小中学校屋内体育施設の一般開放を以下のとおり再開いたします。

利用につきましては、感染防止対策を徹底することなど、「利用にあたっての注意事項」をご参照ください。

なお、今後の感染状況等によっては、再度、施設を封鎖する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

小中学校屋内体育施設一般開放の再開日

令和3年2月18日（木）

●利用にあたっての注意事項

- ・利用にあたり、「学校施設利用時の注意事項について」を必ずご確認ください、利用者名簿で利用者の体調等の把握をお願いします。
- ・利用者名簿については、提出していただく必要がありません。個人又は団体の代表者が、必ず管理・保管をお願いします。
- ・利用時は、「学校体育施設利用チェックリスト」を各施設体育館に設置してあります回収BOXまで提出をお願いします。
- ・チェックリストは、屋内施設利用者のみ記載をお願いします。ただし、屋外施設利用者についても、学校の備品等を使用する場合、チェックリストを記載のうえ、学校又は教育委員会までご提出をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症対策の一環として、活動にあたっては、施設の消毒、換気を行っていただきますようお願いいたします。
- ・当面の間、利用する個人又は団体で消毒液（除菌シート含む）などを準備していただきますようお願いいたします。
- ・施設利用後、14日以内に利用者の中から感染者が発覚した場合は、学校管理者、大津町教育委員会へご連絡ください。
- ・ごみの置き忘れが非常に多く見受けられますので、必ず持ち帰りをお願いします。
- ・町内の小中学校敷地は、全面禁煙です。
- ・利用の状況が著しく悪いと判断した場合は、施設の開放を中止することがあります。（消毒作業を行われていないと判断した場合も同様です。）